

OPH千里佐竹公園駐車場一般開故事業

質疑回答書

令和8年4月

大阪府住宅供給公社
住宅経営部 管理企画課

質疑回答書

| 該当する資料名 | | 募集要領 | | 大阪府住宅供給公社 管理企画課 | |
|---------|-----|------|-----|--|--|
| No. | 項 | | | 質問 | 回答 |
| 1 | P.4 | 4 | (6) | 当日は従業員を使用者として申請者名義の入札書を持参の上で立ち合わせる予定ですが、その場合にも委任状は必要でしょうか。 | 入札参加資格審査の結果、資格が認められた場合に、入札参加確認書、入札書及び委任状を電子メールにて送付いたします。代理人に入札させるときは、この委任状が必要です。 |

以下白紙

| 該当する資料名 | | 仕様書 | | | |
|---------|-----|-----|----|--|---|
| No. | 仕様書 | | 質問 | 回答 | |
| | 項 | | | | |
| 1 | 4 | (3) | ④ | 「事業実施場所及びその区画に接する植栽帯等において、清掃を週1回以上、除草・剪定については適宜、事業者の負担において行うものとする。」の除草・剪定対象範囲は各看板の周囲という認識でよろしいでしょうか。具体の除草・剪定範囲をご教示ください。 | 当該事業実施場所において、駐車区画に接する範囲には除草・剪定の対象となる植栽はありません。一方で、看板等の設置箇所に植栽が存在する場合は、当該植栽を除草・剪定の対象とします。 |
| 2 | 4 | (1) | ② | 「公社は、事業者に事業実施場所を現状有姿にて賃貸する。」において、現地の満空及びPマーク看板、料金看板(2箇所)、時間貸P案内看板等の看板類については支柱や基礎等は公社資産であり、看板の面板のみを事業者が設置するという認識でよろしいでしょうか。 | 現在設置されている看板類(支柱及び基礎を含む。)については、いずれも現行の実施事業者が設置したものであり、公社の資産ではありません。 したがって、契約期間満了時には、駐車場機材等の工作物と同様に原状回復の対象となり、撤去されることを前提としています。 このため、次期事業者においては、看板の支柱及び基礎を含め新たに設置するものとしてください。 |
| 3 | 3 | | | 現事業者は最大契約期間を満期しましたか。 | 本契約は当初契約期間を1年間とし、期間満了の3か月前までに当事者いずれからも更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、同一条件で1年ごとに更新される契約となっています。 現事業者は当該契約に基づき、これまで約2年半にわたり事業を実施しています。 |